

人材紹介コンサルティング基本契約書

〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と株式会社ネックス（以下「乙」という）とは、甲の依頼に基づき乙が甲に対し人材紹介サービスを提供するにあたり以下のとおり基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

人材紹介サービスとは、甲が、甲または甲の関連会社の社員として採用するために甲が予め希望する要件（職務内容、職位、職務経験、能力等）（以下「求人条件」という）を備えた人材候補（以下「候補者」という）を甲に紹介しその採用にいたるまでの一連のコンサルティングサービス（以下「本件サービス」という）をいう。

第2条（紹介の内容）

甲から書面により明示された求人条件に該当する人材のうち、応募する意思がある人材を甲に対し紹介する。乙は職業紹介事業者として通常課される責任において、甲に対し本件サービスを信義誠実の原則に則り遂行する。

第3条（選考・内定・採用決定）

1. 甲は、候補者を自ら選考の上適当と認めた場合に採用内定する。甲の選考に当たり、乙は甲に対し必要かつ的確なアドバイスを行わなければならない。
2. 甲は、内定後すみやかに入社条件の確認、健康診断など必要な諸手続きを経て雇用条件を書面で通知し、内定者がそれに署名することによって採用が決定される。
甲は、採用決定後に書面により乙に通知する。

第4条（報酬および支払い方法）

1. 本件サービスの対価として、甲が乙に支払う報酬は、採用決定者の入社初年度の基本年収の35%相当額とする。基本年収とは、採用決定者の固定月次給与×12ヶ月分+固定夏季冬季賞与として算出された税引き前支給予定額をいう。消費税は別途甲が負担する。
2. 第3条2項により甲からの書面（候補者の採用通知など）を受領し、採用決定者が甲に入社した時点で、乙はすみやかに甲宛に請求書を発行する。当該請求に基づく甲の乙に対する支払は請求書日の30日間までに請求書に記載の乙の指定する銀行口座に振込む形で行うものとする。

第5条（報酬の返還）

採用決定者が甲または甲の関連会社に入社した後、自己都合により退職した場合、乙は甲から受領した報酬を次の割合で甲に返還するものとする。返還は、通知書受領後30日以内に甲の指定する銀行口座に振込む形で行うものとする。消費税は別途乙が負担する。

入社日から起算して30日以内に退職した場合： 80%
入社日から起算して60日以内に退職した場合： 50%
入社日から起算して90日以内に退職した場合： 20%

第6条（秘密情報および個人情報の取扱い）

甲乙は本件サービスに関して知りえた相手方および候補者の機密に属する情報および個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なくして第三者に開示・提供・漏洩してはならない。

第7条（解除）

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合、違反した相手方に対し相当な期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき何らの催告なしで、また、その他本契約を継続しがたい事由が生じた場合、本契約有効期間中においても、相当な期間を定めて事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができる。

第8条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関連して甲乙間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属裁判所とすることに合意する。

第9条（協議解決）

本契約に関する解釈上の疑義、または定めのない事項については、甲および乙は信義誠実の原則に従って協議しすみやかに解決にあたるものとする。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙いずれかの書面による本契約終了の意思表示がない限り、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、それ以降についても同様とする。

第11条（法令遵守）

甲乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本契約に適用される一切の日本国法令ならびに関係監督官庁のガイダンス等を遵守する。

契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙の代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲

乙 東京都江東区大島1-2 1-1
株式会社ネックス
代表取締役社長 クドウ ハーシュ
(職業紹介事業許可番号 13-ユ-303213)